

令和8年6月

建設工事入札参加者の皆様へ

令和8年度の格付基準及び入札制度等については下記のとおりとしますので、熟読のうえ遺漏なきようお願いいたします。

なお、上下水道局、市立四日市病院の発注についても、特に定めのない限り下記の格付け基準及び入札制度等を準用します。

記

1. 格付けランク及びその発注金額等について

(令和8年6月1日から令和9年5月31日まで適用)

格付けは、経営事項審査結果通知書の総合評定値に工事成績評点等の主観点数を加えた総合点に基づくほか、完成工事高、技術者数、建設業許可区分を勘案して行います。

なお、格付の後、格付で使用した内容に変更が生じた場合は、次回の格付の変更時まで格付の変更は行いません。

また、経営事項審査結果通知書の範囲は、新規受審等の特段の理由が無い限り、審査基準日が令和6年10月1日から令和7年9月30日までのものとします。

【注意】新しい格付け（令和8年度名簿）は、6月以降の発注分から適用となります。

適用の例	令和8年5月	令和8年6月
令和7年度名簿	5/27 公告	6/12 入札
令和8年度名簿		6/3 公告
		6/19 入札

【土木一式工事】

ランク	発注金額	総合点	完成工事高	技術者	許可
A	5,000 万円以上	760 点以上	2 億円以上	1 級国家資格者 3 名以上	特定
B	2,500 万円以上 5,000 万円未満	650 点以上	1 億円以上	国家資格者等 3 名以上 (うち1 級国家資格者1 名以上)	
C	1,000 万円以上 2,500 万円未満	590 点以上	3 千万円以上	国家資格者等 3 名以上 又は国家資格者等 2 名以上 (うち1 級国家資格者1 名以上)	
D	1,000 万円未満	530 点以上	1 千万円以上	国家資格者等 1 名以上	
E	500 万円未満	上記以外			

【建築一式工事】

ランク	発注金額	総合点	完成工事高	技術者	許可
A	1,000 万円以上	700 点以上	2 億円以上	1 級国家資格者 2 名以上	特定
B	5,000 万円未満	550 点以上	1 億円以上	国家資格者等 2 名以上	
C	1,000 万円未満	上記以外			

【舗装工事】

ランク	発注金額	総合点	完成工事高	技術者
A	500 万円以上	560 点以上	5 千万円以上	国家資格者等 2 名以上 (うち 1 級国家資格者 1 名以上)
B	1,000 万円未満	510 点以上	1 千万円以上	国家資格者等 2 名以上 又は 1 級国家資格者 1 名以上
C	500 万円未満	上記以外		

◆備考

(1) 総合点の算出方法は次のとおりです。

$$\boxed{\text{総合点}} = \text{①総合評定値} + \text{②主観点数}$$

①総合評定値

総合評定値は、経営事項審査結果通知書に記載されている総合評定値とします。

②主観点数

【工事成績加点表】

工事成績評点	90 点以上	85 点以上 90 点未満	80 点以上 85 点未満	75 点以上 80 点未満	70 点以上 75 点未満
加減点数	+ 2 5	+ 2 0	+ 1 5	+ 1 0	+ 5

55 点以上 60 点未満	50 点以上 55 点未満	50 点未満	加算する場合の上限は、+50 とする。 減算する場合の下限は、なし。
- 1 0	- 2 0	- 3 0	

※工事成績は、市、上下水道局、市立四日市病院が発注したもののうち、工事成績評定を行ったもので、令和 7 年度に発注し、年度内に完了・検査したもの（繰越・債務負担により令和 7 年度に完了・検査したものも含む）を対象とします。

【I S O 認証取得】

I S O の認証取得者については、各業種に加点します。

9 0 0 0 シリーズ取得者 + 5

14000シリーズ取得者 +5
両シリーズ 取得者 +10

(2) 完成工事高について

完成工事高は、経営事項審査結果通知書に記載されている完成工事高の「2年又は3年平均」とします。

(3) 技術者の数について

経営事項審査結果通知書に記載されている1級、2級又は監理技術者補佐の技術職員数をもって国家資格者等の数とします。

(4) 建設業の許可区分について

経営事項審査結果通知書に記載されている建設業許可区分とします。

なお、経審の受審後に建設業許可区分を一般から特定に変更した場合については、当該変更届の審査完了日により決定する四半期ごとの名簿更新のタイミングで「特定」に名簿変更しています。ただし、格付けランクについては、経審の時点の許可区分で行っていますのでご注意ください。

(5) 市外業者の格付けについて

市内に本店を有しない建設業者については、ランク格付けは行いません。

2. 条件付一般競争入札について

本市では、100万円超の建設工事（営繕工事にあっては150万円超）について、原則として条件付一般競争入札を実施しています。

- ・ 原則として、毎週水曜日に公告します（上下水道局、病院は毎週月曜日）。
- ・ 入札の公告は、市役所正面玄関横及び調達契約課前の掲示場（上下水道局、市立四日市病院はそれぞれ所定の掲示場）、ホームページ、建通新聞に掲出します。
- ・ 入札参加条件等については、共通事項以外は工事発注ごとに異なりますので、各公告内容を確認してください。
- ・ 入札参加者について、資格を有すると認められた者は、入札（開札）に立ち会うことができます。なお、入札参加者の中から、立合いがない場合は、当該入札事務に関係のない職員が立会います。

3. 予定価格の事前公表について

建設工事の条件付一般競争入札及び指名競争入札における予定価格（税抜き）は事前公表します。公表は、入札公告又は指名通知書への記載により行います。

4. 最低制限価格の設定と算出方法について

最低制限価格（税抜き）は、予定価格（税抜き）の $7.5/10 \sim 9.2/10$ の範囲内で下記の考え方により算出される金額とします。

ただし、下記の考え方により算出された金額が予定価格の $7.5/10$ を下回るときは $7.5/10$ （万円未満切り上げ）とし、 $9.2/10$ を超えるときは $9.2/10$ （万円未満切り捨て）とします。

また、下記の算出方法によりがたい単価契約、除草等の業務委託の最低制限価格は、予定価格（税抜き）に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とします。※1万円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とします。

○算出方法（最低制限価格制度運用要領より）

※下記の合計金額に1万円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てとします。

【建設工事】

①一般土木工事

直接工事費 $\times 0.97$ + 共通仮設費 $\times 0.97$ + 現場管理費 $\times 0.9$ + 一般管理費 $\times 0.68$

②建築工事等・解体工事

直接工事費 $\times 90\% \times 0.97$ + 共通仮設費 $\times 0.97$
+ (直接工事費 $\times 10\%$ + 現場管理費) $\times 0.9$ + 一般管理費 $\times 0.68$

※建築工事に付随する設備工事は上記に準ずる。

③鋼橋製作・架設工

直接工事費 $\times 0.97$ + (間接労務費 + 共通仮設費) $\times 0.97$
+ (工場管理費 + 現場管理費) $\times 0.9$ + 一般管理費 $\times 0.68$

④水管橋製作・架設工

直接製作費 $\times 0.97$ + 間接労務費 $\times 0.97$ + (工場管理費 + 設計技術費) $\times 0.9$
+ 直接工事費 $\times 0.97$ + 共通仮設費 $\times 0.97$ + (現場管理費 + 据付間接費) $\times 0.9$
+ 一般管理費 $\times 0.68$

⑤機械設備製作・据付工（上水道機械設備工事・下水機械設備工事を除く）

(直接製作費 + 直接工事費) $\times 0.97$ + (間接労務費 + 共通仮設費) $\times 0.97$
+ (工場管理費 + 設計技術費 + 現場管理費 + 据付間接費) $\times 0.9$
+ 一般管理費 $\times 0.68$

⑥電気・通信設備工事（上水道電気・下水電気・通信設備工事を除く）

機器単体費 $\times 0.907$ + 直接工事費 $\times 0.97$ + 共通仮設費 $\times 0.97$
+ (現場管理費 + 機器間接費) $\times 0.9$ + 一般管理費 $\times 0.68$

⑦上水道機械設備工事

機器費 $\times 0.907$ + 直接工事費 $\times 0.97$ + 共通仮設費 $\times 0.97$
+ (設計技術費 + 現場管理費 + 据付間接費) $\times 0.9$ + 一般管理費 $\times 0.68$

※機器費は管弁類・購入機器費とし、直接工事費は機器費を含まない。

⑧上水道電気工事

$(\text{機器費} + \text{製作原価}) \times 0.907 + \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97$
 $+ (\text{現場管理費} + \text{据付間接費} + \text{設計技術費} + \text{指導員派遣費}) \times 0.9$
 $+ \text{一般管理費} \times 0.68$

※機器費には購入機器費を含む。

⑨下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事

(a) 下水機械設備工事

$\text{機器費} \times 0.907 + \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97$
 $+ (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68$

(b) 下水電気・通信設備工事

$\text{機器費} \times 0.907 + \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97$
 $+ (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68$

※下水機械設備及び下水電気・通信設備工事の直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

(注1) 共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とする。

(注2) 共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、最低制限価格を算出するものとする。

(注3) 算定方法は、費目ごとに率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。

(注4) 一般管理費等の直後に「スクラップ評価額」が計上されている場合は、「スクラップ評価額」は算定式の直接工事費に含むものとする。ただし、個別案件につき、公告等に別の算定方法の掲示がある場合は、それによるものとする。

「算定式の直接工事費」＝「設計内訳表の直接工事費」＋「スクラップ評価額」

5. 工事費内訳書の提出について

単価契約を除く全ての工事に工事費内訳書の提出を求めます。この場合、入札書に添付して提出してください。なお、所定の工事費内訳書の添付がない場合には、当該入札は無効となります。

6. 施工体制の点検等について

(1) 建設工事について、四日市市施工体制点検マニュアルに基づき、現場及び提出書類において、下記のことを点検しますので工事担当課の指示に従ってください。

○ 現場に配置する技術者等

現場代理人、主任技術者（監理技術者）等の常駐状況、及び施工体系図、施工体制台帳の整備状況

- 一括下請負の疑義
- 相入札者の下請負の禁止（指名競争入札に付したものに限り）

(2) 一括下請負の禁止

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律において一括下請負が禁止され、一括下請負の疑義がある工事については、市としての対応をとった後、当該工事の受注者である建設業者が建設業許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事へ通知します。

(3) 指名競争入札における相入札者（同一工事の入札参加者）の下請負の禁止

建設工事の指名競争入札では、相入札者を下請負人（再下請負以降の下請負を含む）にすることを禁止しています。ただし、入札執行前に入札辞退の届出がされた場合は相入札者とみなしません。

7. 配置予定の現場代理人、主任技術者、監理技術者（以下、「技術者等」）等について

(1) 工事現場に配置する技術者等は、建設業法及び四日市市工事請負契約書の契約約款に基づき適正に配置してください。

技術者等が適正に配置できない場合は、入札参加できません。

(2) 本市では現場代理人にも主任技術者と同等の資格要件を求めています。（建築一式工事を除く）

(3) 技術者等を開札日までに適正に配置できなくなった場合は、開札日の前日までに入札辞退の申し出をしてください。

(4) 同一の配置予定技術者等で複数の一般競争入札に参加申し出をする場合は、公告に示された開札日時で、先に落札したものを優先します。

(5) 事後審査型一般競争入札においては、入札書及び申請書の提出締切後は、技術者等の変更はできません。

(6) 現場代理人・技術者選任通知書提出後の技術者等の変更は、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等、真にやむを得ない場合又は工場から現地へ工事の現場が移行する場合（工場製作期間が伴うものに限り。）を除き、認めません。なお、技術者の変更は、同等以上の技術力を有する技術者との交代を条件とします。

(7) 一般競争入札開札時において、技術者等及び担当技術者に手持ち工事があることにより、配置できない場合は、その技術者等での入札参加確認申請はできません。ただし、開札日までに工事が完成する場合は、開札日の前日までに工事完成届が受理されることを条件として、その技術者等で申請することができます。また、他工事で担当技術者として配置されている者については、契約日までに配置を外すことが可能な場合、その技術者等で申請することができます。

(8) 開札時に手持ち工事がある技術者について、以下の条件の場合、入札参加資格確認申請書に予備の配置予定技術者として記載し申請することを認めます。ただし、総合評価方式であってヒアリングを実施する入札案件の主任（監理）技術者（JVにあっては代表構成員の主任（監理）技術者）は除きます。

- ・議決案件で開札から契約締結まで期間が開いていること。
- ・契約時に先行工事が完成する見込みがあること。

【注意】議了後に本契約を確実に締結できるよう、落札決定の段階で手持ち工事のない技術者を少なくとも一人は確保する必要がある。そのため、同じ議会において議決が必要となる案件について2件以上落札候補者となった場合であって、議了後に本契約を締結することができなくなるおそれがある配置予定技術者で2件目以降の入札参加資格申請があった場合には、2件目以降の案件は失格とする。

- (9) 別途「専任特例及び営業所技術者等の兼務に関する特記仕様書」で定める要件を満たす場合、主任技術者又は監理技術者が兼務することを認めます。
- (10) 技術者等は、受注者と3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることを求めます。3ヵ月以上の雇用関係については、厚生年金保険、雇用保険などの公的な書類（以下、「社会保険等」）をもって確認します。
- (11) 経験年数により主任技術者となり得る資格のある者（以下、「実務経験者」）については、経営事項審査申請書の技術職員名簿に記載があり、経営事項審査が終了している者に限定します（または監理技術者証で当該業種の実務経験の資格が確認できる者）。なお、過去の経営事項審査申請書の技術職員名簿に登載された業種についても、書面にて確認ができる場合は実務経験者として登録します。
- (12) 営業所の専任技術者であっても、予定価格4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満の工事にあつては、1件に限って工事請負約款に規定する現場代理人を兼ねることができます。また、別途「専任特例及び営業所技術者等の兼務に関する特記仕様書」で定める要件を満たす場合、主任技術者又は監理技術者と兼務することができます。
- (13) 契約書提出時に、建設許可官庁に提出する「建設業許可申請書様式八号(1)又は(2)（第3条関係）【専任技術者証明書（新規・変更）又は専任技術者証明書（更新）】」の副本の写し（最新のもの）を提出してください。ただし、予定価格4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満の請負工事については、提出不要とします。
- (14) 配置技術者のなりすまし防止のため、契約書提出時に、配置技術者の顔写真付きの公的機関が発行した証明書（監理技術者証、運転免許証、技能講習終了証明書、パスポート等）の写しを提出してください。
- (15) その他技術者の取扱いについては、別途ホームページをご覧ください。

8. 工事成績、現場事故による入札参加資格停止

- (1) 工事成績が下記の点数の場合、入札参加資格停止とします。
 - ・ 49点以下の場合 1回目に入札参加資格停止
 - ・ 59点以下の場合 2回目の時点から入札参加資格停止（過去2年間）
- (2) 本市発注工事において、受注者の責に帰するもので施工管理が不適切であったため、既施設等に損害事故を起こした場合は、入札参加資格停止の対象とします。

9. 変更届の提出について

入札参加資格者名簿の登録内容に変更があった場合（個別申請書類以外）は、「三重県・市町・四日市港管理組合共同入札参加資格変更手続要領」を確認の上、『共通変更届』に必要な書類を添えて速やかに（公財）三重県建設技術センターへ提出（郵送のみ）してください。

なお、市内業者の方は、個別申請書類（「使用印鑑届」「技術職員名簿」）の内容に変更があった場合は、『四日市市入札参加資格申請書 個別申請書類変更届』に必要な書類を添えて速やかに調達契約課へ提出（持参、郵送、又は電子申請）してください。

10. 追加登録について

新規又は業種の追加登録の申請をされた方は、本市入札参加資格審査会において参加資格有無の審査を経て、3ヶ月毎（6・9・12・3月）に調製される追加名簿登載後に公告又は指名される案件から、当該業種の入札に参加できます。

11. 「労働環境チェックシート」の提出のお願い

本市では、平成27年4月1日以降の契約の締結にあたり、事業者の皆様には「四日市市公契約条例」の規定に基づく「労働環境チェックシート」の提出をお願いしています。（建設工事においては予定価格が1億円以上の契約のみ。）

「労働環境チェックシート」は、本市の公契約に従事する労働者が、安心して暮らすことのできる労働条件を確保することを目的として、労働者の労働条件、賃金、安全衛生等の労働環境が適正であることを事業者と市が確認するためのものです。

「労働環境チェックシート」の作成は下請負者となる事業者（一人親方も含む。）も、作成及び提出いただく必要がありますので、受注者は各下請負人への説明・とりまとめにつぎましてよろしくお願いします。

「労働環境チェックシート」の関係法令上義務とされる設問につぎましては、その内容に疑義が生じた場合は、関係書類の確認や、従事する労働者への聞き取りなどの調査を行います。

調査の結果、適正な労働条件が確保されていないと認められる場合には、市から受注者に対して改善措置の指導を行い、改善内容を記載した報告書を提出していただくこととなります。